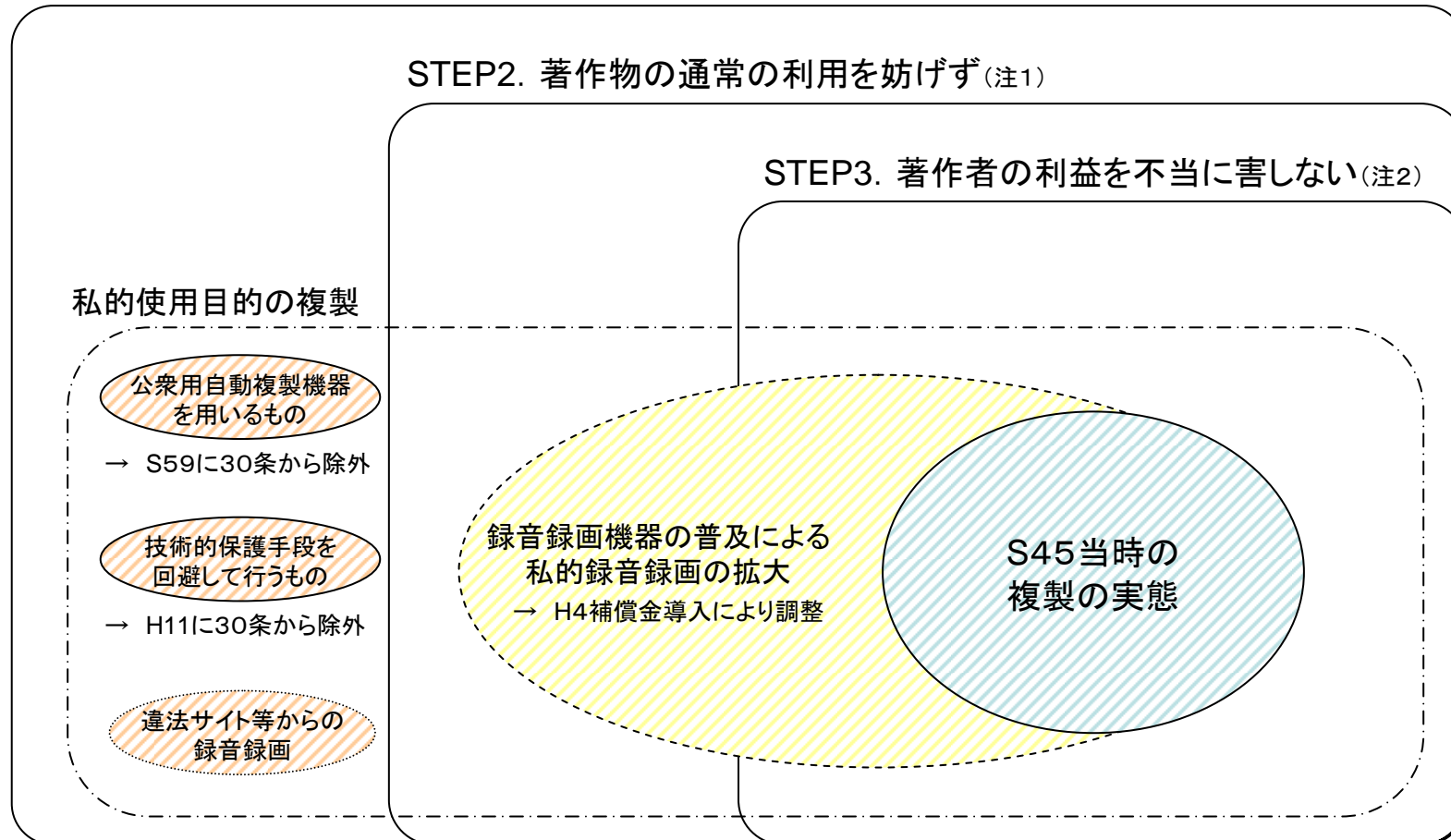


ベルヌ条約の3ステップテストと30条の権利制限の関係について

STEP1. 特別の場合であって



(注1) 著作物の通常の利用を妨げる場合は権利制限は認められない。

(注2) 著作権者に重大な利益の損失が生じる場合は、著作権者に何らかの補償を与えるべきとされている。

ベルヌ条約逐条解説(抜粋)

第9条(2)項 例外

(2) 特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

9. 6 この規定は、前記の排他的な複製権を制限し、「特別な場合について」著作物の複製を認める権能を各同盟国に与えている。しかし、この同盟国の自由は全面的なものではない。条約は一つの文章の中に二つの条件を付け加えており、ストックホルム(1967年)ではその起草に長い討議を要し、また、その解釈には意見の相違が多く見られる。この文章は二つの部分から成り、これらは重疊的に適用される。複製は当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害してはならない。

9. 7 もくろまれている複製が著作物の通常の利用を妨げる場合は、複製は全く認められない。小説、教科書などの通常の利用は、印刷して、公衆に販売することである。本条は、著作権者に支払いが行われるにしても、例えば強制許諾によりこれらの印刷、販売を認めることを同盟国に許しているのではない。

9. 8 第1の条件が満たされる場合も(複製が当該著作物の通常の利用を妨げない。)、第2の条件が充足されるかどうかを調べてみなければならない。問題は損害の有無ではないことを注意されたい。コピーをすることはある程度の損害を伴う。1部の photocopy は、雑誌が1部売れないことを意味し、著作者が刊行物の売上げの配分にあずかる場合は、その分を失う。しかし、この損害が不当なものであるかという点、この場合、そうもいえない。限られた部数印刷された論文が大企業によってコピーされ、そのコピーが数千部世界中の取引先に配布されるときは、話は別である。別の例をあげれば、講演者がそのテーマを補強するため、専門雑誌から短い論文を photocopy し、聴衆に向かってそれを読む場合は、雑誌の流通を害するまでのことがないのは明らかである。講演者が多数のコピーを印刷し、聴衆に配布する場合は、事情は別である。雑誌の売行に相当の影響を与えるおそれがあるからである。著作権者に重大な利益の損失が生じうる場合は、法律はなんらかの補償を著作権者に与えるべきである(適当な報酬を伴う強制許諾制度)。